

泉佐野市建設工事等業者選定委員会運営要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、泉佐野市契約規則（以下「契約規則」という。）第50条の2第2項の規定により、泉佐野市建設工事等業者選定委員会（以下「委員会」という。）の運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 契約規則第50条の3の規定により、一般競争入札の対象となる契約物件の入札参加資格及び契約規則第3条第2項の規定により行った資格の審査の結果について審査すること。
- (2) 契約規則第50条の3の規定により、指名競争入札の対象となる契約物件の指名業者及び随意契約物件の見積徴取業者の選定について審査すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、入札及び契約事務の改善等に関し、委員長が特に必要と認める事項について審査すること。

(組 織)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者で組織する。

- 2 委員会には委員長及び副委員長を置き、委員長は総務部を所管する副市長、副委員長は総務部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(会 議)

第4条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 前各項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる審査に限り、委員会の会議を省略し、書面審査をすることができる。
 - (1) 事前に委員会の承認を得て実施した一般競争入札の公告に基づき、入札参加資格審査申請を行った者の資格審査結果についての審査
 - (2) 指名競争入札の実施に際して、契約事務取扱要綱第34条及び第36条に規定する指名業者選定基準に基づき指名業者を選定することについての審査
 - (3) 工事監理業務委託を発注するに際して、監理対象となる工事の設計業務委託を履行した業者を随意契約の相手方として選定することについての審査
 - (4) 次条に規定する持回り審査

(持回り審査)

第5条 委員長は、委員会を招集するいとまがないと認めたときは、持回り審査をすることができる。

(関係職員の出席及び資料の提出)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席又は関係資料の提出を求めることができる。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、総務部契約検査課が行う。

(守秘義務)

第8条 委員及び委員会に出席した関係職員は、第2条に規定する事務を処理する上で知りえた事項のうち、秘密として管理されている事項を他に漏らしてはならない。

(委 任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会の議を経て定める。

附 則 (平成14年 1月10日泉佐総契第1001号)

- 1 この要綱は、平成14年 4月 1日から施行する。
- 2 泉佐野市建設工事等請負業者指名委員会運営要綱を廃止する。
- 3 泉佐野市建設工事一般競争入札参加資格審査会運営要綱を廃止する。
- 4 泉佐野市建設工事等入札・契約制度改善検討委員会設置要綱を廃止する。

附 則 (平成14年11月25日泉佐総契第1573号)

この要綱は、平成15年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成16年 3月31日泉佐総契第2887号)

この要綱は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成17年 3月31日泉佐総契第2272号)

この要綱は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成18年 3月31日泉佐総総第3066号)

この要綱は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成19年 3月30日泉佐総総第3082号)

この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成21年 3月23日泉佐総総第3266号)

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成23年 3月28日泉佐総総第1384号)

この要綱は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成24年 3月30日泉佐総総第1350号)

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成25年 3月29日泉佐総総第1470号)

この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成26年 3月28日泉佐総総第1511号)

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成28年 3月31日泉佐総総第1573号)

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成30年 3月30日泉佐総総第1450号)

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則 (令和 3年 1月22日泉佐総総第1275号)

この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附 則 (令和 5年 3月30日泉佐総契第660号)

この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。

附 則 (令和 7年 3月28日泉佐総契第437号)

この要綱は、令和 7年 4月 1日から施行する。

別 表

副市長
総務部長
市長公室長
成長戦略室長
市民協働部長
生活産業部長
健康福祉部長
こども部長
都市整備部長
教育委員会教育部長
上下水道事業管理者